

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金の計画調書の提出期限の再延長について（依頼）

標記国庫補助金については、令和 3 年 4 月 12 日付け教私第 1100 号及び教私第 1101 号並びに令和 3 年 4 月 22 日付け教私第 1193 号（以下「当初募集」という。）にて依頼し、令和 3 年 6 月 2 日付け教私第 1431 号にて提出期限の延長をしておりましたが、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から別添のとおり計画調書の提出期限の再延長に係る連絡がありました。

したがって、下記のとおり提出期限を再延長の上、標記国庫補助金に係る追加募集を行います。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、追加募集における事業計画の申請にあたっては、当初募集にてお知らせした内容、下記事項、別添通知及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

なお、既に当初募集における計画調書の提出をされた学校法人については、今回の追加募集における事業計画の申請を希望される場合、個別に当課担当者までご連絡ください。

また、本事業に係る文部科学省の予算については、令和 2 年度に確保し、その執行残額を令和 3 年度に繰り越した経費であり、令和 4 年度へ再度繰り越すことは困難と見込まれていることから、各学校法人において 1 人 1 台端末の整備を検討されている場合には、計画の前倒し等も含めて、今年度中の申請をご検討ください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 3 日 文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業（なお、当初募集における依頼文は、以下の「※印」に記載のとおりです。）

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| ○児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（義務教育段階） | ※令和 3 年 4 月 12 日付け教私第 1100 号 | |
| ○家庭学習のための情報機器整備支援事業 | } | |
| ○学校からの遠隔学習機能の強化事業 | | ※令和 3 年 4 月 12 日付け教私第 1101 号 |
| ○G I G A スクールサポーター配置促進事業 | | |
| ○私立学校入出力支援装置購入事業 | | |
| ○児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（高等学校段階） | ※令和 3 年 4 月 22 日付け教私第 1193 号 | |

2 提出書類

当初募集における依頼文に記載のとおり

3 提出期限及び提出方法等

- | | | |
|----------|---|--------------------|
| (1) 提出期限 | <u>令和 3 年 10 月 29 日（金）【厳守】</u> | ※提出期限に関わらず、提出書類の準備 |
| (2) 提出方法 | 当初募集における依頼文に記載のとおり | が整い次第、早めにご提出ください |
| (3) 提出先 | 大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ
(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階
(電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp | |

4 留意事項

- ①当初募集における依頼文等に記載の内容をご確認の上、作成するようにしてください。
- ②当初募集における依頼文・様式及び文部科学省からの連絡文は、大阪府ホームページに掲載しています。(HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>)

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 井上、吉田
電話：06-6941-0351（内線 4852）／06-6210-9274（直通）